

議案第 7 号

事務分掌条例の一部を改正する条例

令和 4 年 3 月 2 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

業務分担の見直しにより、事務分掌条例の改正を行う必要が生じたため、この条例案を提出するものです。

事務分掌条例の一部を改正する条例

事務分掌条例（昭和 50 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条総合政策部の項第 9 号中「、公聴」を削り、同条総務部の項中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 公聴に関すること。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

事務分掌条例（昭和50年条例第16号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>（事務分掌）</p> <p>第3条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部</p> <p>（1）～（8） （略）</p> <p>（9） 広報_____に関すること。</p> <p>（10）～（15） （略）</p> <p>総務部</p> <p>（1）～（9） （略）</p> <p><u>（10） 公聴に関すること。</u></p> <p><u>（11） （略）</u></p> <p>住民部～都市整備部 （略）</p>	<p>（事務分掌）</p> <p>第3条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部</p> <p>（1）～（8） （略）</p> <p>（9） 広報、<u>公聴</u>に関すること。</p> <p>（10）～（15） （略）</p> <p>総務部</p> <p>（1）～（9） （略）</p> <p><u>（10） （略）</u></p> <p>住民部～都市整備部 （略）</p>